

令和5年余市町議会第2回定例会会議録（第2号）

開 議 午前10時00分
延 会 午後 1時46分

○招 集 年 月 日

令和5年6月20日（火曜日）

○欠 席 議 員 （0名）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総 務 部 長	高 橋 伸 明
総 務 課 長	越 智 英 章
財 政 課 長	高 田 幸 樹
税 務 課 長	庄 木 淳 一
民 生 部 長	篠 原 道 憲
福 祉 課 長	大 平 直 規
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	中 島 紀 孝
保 険 課 長	小 黒 雅 文
環 境 対 策 課 長	大 森 直 也
総 合 政 策 部 長	阿 部 弘 亨
政 策 推 進 課 長	橋 端 良 平
農 林 水 産 課 長	奈 良 論
商 工 観 光 課 長	原 田 孝 嗣
建 設 水 道 部 長	千 葉 雅 樹
建 設 課 長	成 田 文 明
ま ち づ くり 計 画 課 長	北 島 貴 光
下 水 道 課 長	樋 口 正 人
水 道 課 長	紺 谷 友 之
会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長	須 貝 達 哉
農 業 委 員 会 事 務 局 長	濱 川 龍 一
教 育 委 員 会 教 育 長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長	内 田 真 樹 子
社 会 教 育 課 長	中 島 豊

○開 議

令和5年6月21日（水曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	3番	中 井 寿 夫
余市町議会副議長	8番	土 屋 美 奈 子
余市町議会議員	1番	野 呂 栄 二
〃	2番	吉 田 豊
〃	4番	藤 野 博 三
〃	5番	内 海 博 一
〃	6番	庄 巖 龍
〃	7番	山 本 正 行
〃	9番	岸 本 好 且
〃	10番	彫 谷 吉 英
〃	11番	茅 根 英 昭
〃	12番	近 藤 徹 哉
〃	13番	安 久 莊 一 郎
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	中 谷 栄 利
〃	16番	白 川 栄 美 子
〃	17番	寺 田 進
〃	18番	伊 藤 正 明

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

石川 智子

○事務局職員出席者

事務局 長 羽生 満 広
書 記 寒河江 美 桜
書 記 山内 千 洋

○議 事 日 程

第 1 一般質問

開 議 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和5年余市町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位2番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和5年第2回定例会に当たり、さきに通告済みの質問1件について答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

乳幼児健診の在り方について伺います。本町では、子供たちが健やかに育ち、町が保護者の悩みに寄り添うために4か月、10か月、1歳6か月、3歳の計4回乳幼児健診を行っています。その実施方法について質問します。

本町では、主に公共施設を使い毎月健診が行われていますが、対象家庭への通知、問診票の送付、健診の実施時刻、健診の流れなどについていつから今の形式になったのか、誰に合わせた日時なのかなど様々な疑問があります。そこで、以下伺い

ます。

1つ、乳幼児健診実施の案内はどのようなタイミングで発送されているのか、またその内容について。

2つ、健診時間は受付を含めてなぜ昼をまたぐのか。子供たちの食事や保護者の仕事の都合を考えると、例えば午前、午後で分けるなどし、昼またぎを避けるべきと考えるが、見解を伺います。

3つ、各健診1回当たりの平均受診者数は何名程度か、また健診時間を短くできるよう努めるべきと考えるが、見解を伺います。

4つ、現状待ち時間の間子供たちは何も無い環境で長時間待つことになる。子供と保護者の心身の負担を減らす工夫が必要と考えるが、見解を伺います。

5つ、次は何をする予定なのか、あと何の検査が残っているのかなど行動に関する情報がその場で明確であれば、同じ待ち時間であっても心理的負担の軽減につながると考える。したがって、健診会場に健診予定項目やおおむねの時間を掲示するなどの工夫が大切と考えるが、見解を伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁します。

1点目の健診実施の案内についてですが、4か月、10か月健診については3月から11月に誕生したお子さんは生後1か月をめぐにご案内をしております。12月から2月に誕生したお子さんは年度をまたぐことから、3月末にご案内をしています。1歳6か月児健診のご案内については、対象年の3月にご案内をしています。3歳児健診については、健診日程の二、三か月前にそれぞれ健診時に持参する受診票やアンケートを同封し、ご案内しています。案内の内容については、健診の日程、会場、健診の内容、母子手帳等の必要な持ち物についてのご案内、さらに3歳児健診においては自宅での視力検査、聴力検査等についての説明のご案内をしています。

2点目の健診時間が昼をまたぐのかについてですが、余市医師会、余市歯科医師会を通じて健診医の依頼をしており、時間はそれぞれ勤務医、開業医であることから、病院の診察時間外の中でお願いをし、診察を行う前に身体測定等を行う必要もあるから、現在は12時頃にまとめて行っているものであります。

3点目の各健診1回当たりの平均受診者数についてですが、平均については健診ごとに人数のばらつきがありますが、昨年度の実績では4か月児健診が12回の開催で64名、10か月児健診が12回の開催で73名、1歳6か月児健診が8回の開催で68名、3歳児健診が9回の開催で83名の方が受診しています。

4点目の子供と保護者の心身の負担を減らす工夫についてですが、以前は玩具、絵本なども用意していましたが、コロナ禍により取りやめている経過があります。今後は、状況も見極めながら再開に向け検討します。

5点目の健診予定項目やおおよその時間の掲示についてですが、保護者の方に分かりやすく周知するよう案内や掲示に努めます。

○14番（大物 翔君） 改善を進めていただけるものも幾つかあるぞという趣旨を伺ったと解釈しています。できるだけ順番に聞いていきます。

まず、1番の案内の発送タイミングだったのですけれども、できれば各健診に該当される方々、一月ないし一月半前ぐらいに毎月順次発送していくという形にされてはいかがかなというふうに思うのです。実は、今回この質問をつくるに当たって近隣の町村を中心にちょっと各町どういふ状況でやっつけらっしゃるのでしょうかというふうに問合せをさせていただいたのです。そうしたら、大体2週間前とか、あるいはどんなに早くても2か月前ぐらいで各町やっつけらっしゃるのです。どうしてそういうタイミングなのですかというふうに尋ねたら、まず一つには対象になる方が忘れて

しまう可能性があるのだというのが1点、また休みを取る都合とかもあつたりするものですから、1週間前に来て、来週ですよというわけにはいかないから、おおむねシフト制で働いている仕事など考えても大体2週間から1か月半前で何とかなるだろうと。もしそれでも今回間に合いませんという話になった場合は、では次回でお願いしますというような形で柔軟に対応されているケースも多いようなのです。そういったこと考えていきますと、お手紙を発送するタイミングというのも少し改善していく必要あるのではないかなと思いますが、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁します。

各自治体によってやり方があると思いますけれども、私の知っている限りでは多くの自治体、4か月、10か月あたりの健診の受診票、生まれてすぐに一気にまとめて発送するというところも多くあります。それぞれの自治体でそれぞれのやり方があると思いますが、どういうやり方が一番適しているのかは担当課のほうで検討していくことであるかと思えます。

○14番（大物 翔君） 分かりました。その辺は随時改善の糸口を探っていくてください。

2番目、恐らくこれが一番難しい話なのかなと思うのですが、結局医師会のほうにお願いをしている都合上、相手方の都合というものもございませぬものですから、なかなか今の形にならざるを得ないのだというのは理解できます。ただ、その一方でこうしたものをどうしていこうかと考える場合に発想の出発点としてはやはりまず健診を実際に受けるお子さん、次に一緒に来る保護者、そこから発想していけば、おのずと今のやり方で果たしていいのだろうかという問題も出てくると思うのです。小樽、仁木、倶知安、岩内、あと札幌、今回私が現状どうなっていますでしょうかと確認をした市町村なのですから、例えば小樽

市は12時半から、仁木町は1時半から、実際に始めるのは1時、2時ぐらいからです。俱知安町、2時から、岩内、1時から。さらに言えば、この各町は基本的には地元のお医者さんに健診をお願いしている。だから、余市町だけがなかなかそうはいかないのだよという、もちろん先方の都合もあるのですけれども、そうとも必ずしも限らないのかなど。そういった要請を行っていくこともこれから必要になっていくのではないかなと考えますが、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁します。

これはオペレーションで改善できる問題であって、先ほど申し上げたとおり、歯科医と小児科医は診療時間外の休憩時間を使って診てもらっているわけです。例えば余市町の場合は12時に集合して、12時半から歯科が始まり、1時から小児科が始まるというようなタイムスケジュールで、厳密に言うと昼またぎではなくて、昼のランチタイムといいますか、昼の休みの時間を使って健診をするわけです。これをどうやって改善するかというと、例えば12時に来た人であれば12時半に歯科医を受ければ30分、12時から12時半の間に問診やるわけですが、その間に準備をすると。一気に12時に全員来てもらう必要ないわけです。順々に来てもらう時間をずらして、最初に歯科が始まるから、歯科の健診中に遅く来た人は問診なりをするというような時間差でオペレーションずらしていけば改善ができる話であって、それは担当には私のほうから言ってあります。

○14番（大物 翔君） 余市と比べると少し人数が多いのですけれども、小樽市さんなどが実はそれに近い枠組みを今既にやっていらっしゃるようなのです。大体30分刻みくらいで3枠ぐらいに時間を設定して、あらかじめあなたは何時ぐらいに来てくださいというふうをお願いをしておるようなのです。それで、順々にやっていくという。余

市が大体5人から10人ぐらい1回というものに対して小樽市さんは大体20人から25人でやっている。ちなみに、お願いしているお医者さんの数はほぼ一緒でございます、人数としては。仁木町さんなどですと、実は小児科の先生ではなくて内科の先生が担当されているようなのです。1時半とか2時から始めるようだけれども、どうやってやっているのですかといったら、その日はもともと健診用ということで休診してやっていますと。俱知安ですと厚生病院の先生とかからお願いしているようなのですけれども、この週のこの時間は健診の日ですよとはなから病院を診療医はお休みされて、山麓地域、各地回っていらっしゃるというような取組もあるのです。だから、もちろん診てくださる先生方のご都合というのはとっても重要なだけれども、余市町としてはここ何年来ずっと子育て政策頑張ろうとやってきた背景もあるものですから、やはり着目すべきは子供から見たら何が一番いいだろうというのをできるだけ詰めていってあげる。一回ですぐにかなわなかったとしても、大体1年間のスケジュールって1年分決めてやっていらっしゃるようなので、余市町の場合は。それを詰めていく作業のときにちゃんと要望していくということが私大切かなと思うのです。一遍に改善できなくてもちょっとずつ改善していく、それ大事だと思いますが、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ドクターの都合もあるかと思うので、担当のほうで調整しながらやっていくので、あとオペレーションで改善できるところはオペレーションで改善しますし、それ以外は担当で改善すべき点について私のほうからも指示してありますので、担当課のほうで検討するかと思います。

○14番（大物 翔君） 3番目についてはどちらかという今少し触れた部分もあったので、改善はできるだけしていくよという話だったので、そ

の辺はここで終わります。

4番目の待ち時間の工夫など、コロナの以前はおもちゃなり本を持ってきてとやっていたけれども、今後どうしていくかはちょっと検討しますというお話だったと思うのです。待ち時間に関わって、さらに会場そのものという話でも少しさせていただきたいのですけれども、これちょっと私も聞いてびっくりしたのだけれども、倶知安町の事例なのですからけれども、もともとは余市と同じように大きい部屋にござというか、カーペット敷いて、保護者さんもお子さんもこうやって待っている状態で健診やっていたのですけれども、コロナが来た関係で会場をパーティションで区切るという仕組みを取ったそうなのです、もともとは感染予防ということで。そのパーティションの中に保護者さんとお子さんがこうやって待っていて、保健師さんとかが回ってきて、様子うかがいしたりするというような形を取ったり、あるいは別のブースのところでお医者さんのもとで健診を受けたりという形を取っている。これは最初は感染対策ということで始めたのだけれども、保護者さんたちのほうに実際どうでしたかというふうに聞き取りをしていったところ、子供たちもここにいなければいけないのだなということはある程度認識する場面が多いらしくて、結局隣の様子がわざと分からないようにもなるものですから、常に誰かに見られているというストレスを減らすことが結果としてできたという、副次的な効果だと思うのですけれども、実際専門の方の作業時間というのは全般通すと少し長くなってしまったのだけれども、非常に満足度が高いと。今後もこの仕組みはちょっと継続していこうと思っているのだという、これはあくまで倶知安町の事例ですがけれども、そうやって負担を減らしていくという試みも一つありなのではないかなと。物買ったりするのにお金かかるとは思いますけれども、そういうやり方で改善していくのも一つ手かと思うのです

が、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

この質問全般を通しての論点は、いかにオペレーションで改善ができるかというところなわけですから、これまでは前例に基づいてずっとやってきたわけだけれども、様々な不具合が生じたらその都度もちろん事態に応じてアップデートしていかなければ行政も駄目なわけ、それをやるようにという指示を私は出しているわけだから、様々な側面で担当のほうでいろいろと検討するかと思います。

○議長（中井寿夫君） 大物議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位3番、議席番号9番、岸本議員の発言を許します。

○9番（岸本好且君） 令和5年余市町議会第2回定例会に当たり、さきに通告しております質問を行います。町長におかれましては、答弁のほうよろしくお願いいたします。

本町農業後継者の確保対策について。生産年齢人口の減少や人口構造の変化により、企業や地域産業の担い手不足は大きな社会問題となっております。特に農業分野においては深刻な問題です。道内では過去20年間で農家戸数の4割が減っている現状にあります。その背景には生産物によって農業基本法に守られてきた国の価格政策や仕組みが平成11年の基本法改正により市場任せの農政に転換したことが原因です。本町の基盤産業である果樹においても需要減や生産コスト増など市場環

境が農家経営を圧迫し、後継者不足とも重なり、結果経営を断念するケースが起きています。本町の地域経済に与える影響は非常に大きいと考えます。今後本町の農業者が減り続け、耕作放棄地が増えれば、地域の崩壊につながりかねず、早急に対策を講じなければなりません。現在農業の担い手不足が深刻な現状を踏まえ、道内において家族や親戚以外が後継者となる第三者継承が定着しつつあります。本町がかつての果樹王国を復活させるためにも自治体が農協と連携し、その仲介役としての体制づくりが急がれます。農地や施設、機械だけではなく、豊富な技術もスムーズに引き継がれることで後継者が継承され、本町の大切な基盤産業である1次産業の農業をしっかり守り、発展させることにつながると考えます。町長の見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、岸本議員の質問に答弁します。

第三者継承については、移譲希望者の農地、農業施設、機械等の有形資産と農業技術、経営ノウハウ、販路等の無形資産を第三者に受け渡すことにより農業経営を継承する手法であり、独立就農に比較すると早期に安定経営の確立が図られると考えます。本町でも事例はありますが、資産の引継ぎ、人間関係の構築、住宅の譲渡等の課題もあると伺っています。現在本町では新規就農者の確保に向け国の制度である新規就農者育成総合対策の活用及び町独自の制度として熟練農業者による研修制度により新規就農者の早期に経営の安定に向けた取組を行っていますが、第三者継承についてもマッチングとして有効な手法と考えており、関係機関との連携を図りながら本町への新規就農希望者の窓口である余市町新規就農活動支援センターの活動強化に努めたいと考えています。

○9番（岸本好且君） 支援強化に努めていくということですが、私は、農業の人手不足問題には大きく分けて2つあると思っているのです。一つ

は今回質問しています担い手、要は後継者不足です。そして、もう一つは、今収穫時期を迎えてきますけれども、実際働き手不足、農業分野の労働者不足が大きく、それは収穫時期にこだわらず、春の営農のスタートからやっぱりなかなか人手がないということで、そういう話を農家の方からよく聞きます。労働者不足については以前に人手不足問題で町長に提案したこともありますけれども、今回は農業後継者の継承について、特に第三者継承について再質問させていただきます。

農協の組合員も多いときは500人を超えていた時期もありましたが、現在はいろいろな事情があると思いますが、農協離れも多少あって、組合員は確実に減少してきています。特にリンゴ栽培専業農家の減少が大きくて、非常に深刻と受け止めています。町長、当然これ市場との絡みもありますけれども、今の余市町の農業の形態といいますか、変化していくこの現状をどのように捉えていらっしゃるか、その点まずお聞きしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

余市町の農業に関しては、主力産業の一つとして非常に町としても力を入れている分野であります。特に私意図的にワインを発信しているわけですが、そればかりしかやっていないのではないと言われるけれども、そういうわけではなくて、予算見れば全部やっていると分かりますけれども、農業にも全部力を入れてもちろんやっているわけで、それこそリンゴの栽培に関してはより加工向きの多く果実のなるものに品種を変えていくだとか、そういうことをやっていますし、あとは共選の機械についても農協の支援をしているということでもあります。農業の変遷を見ていったら、やはり農業の産地として育まれてきた長い歴史があるわけなので、質問の中にもありました果樹王国としての地位をまだまだ確立しているわけ

でございます、サクランボに関してはもうすぐ収穫時期を迎えるわけですが、北海道から域外に出す農産品の売上げの中では相当な高い地位を占めておりますし、先ほど農協の方から旬を迎えつつあるミニトマトの話も聞きましたし、そういう高付加価値の、高収益の農産品に切り替えているという現状もありますし、それこそイチゴですとか通年を通して需要がある作物を育てる方も出てきているわけです。このように全体として見ますと、果樹を中心とした柱がありまして、それ以外にもビニールハウスの中で育てる作物なども増えてきており、バランスの取れた農業体制を確立しているというふうに思っております。一方で、岸本議員がおっしゃるとおり、後継者の問題というのがあるので、その点は先ほど来も答弁しておりますが、農水省もその点認識しております、様々なマッチングのプラットフォームを整備するというのもやっておりますので、農協や農水省とも連携しながら産地を守るような取組を引き続き取り組んでいくということでございます。

○9番（岸本好且君） 今の齊藤町長の答弁にありましたように、大変齊藤町長もワインについては手腕を発揮されて、生産農家も増えて、他の町村といいますか、それに比べて農業後継には一定の成果が出ていると私思っています。その意味でも大変今のワイン産業については評価をしていますし、これからも期待したいと思いますが、一方で今町長のお話ありましたように、後継者継承については町内の地域によってやはり立地や他の条件等が合わず、農地を移譲するというのはなかなか難しく、時間もかかりますし、結果的に売却もできずに放置されている農地が、まだそんなに多くはないですが、少しずつですが、余市町も出てきているのが現状だと思っています。余市町の農業は畑作と違って、やっぱり果樹、それから今イチゴの話もありましたけれども、ハウス栽培の施設、伸びていくところはいいのですけ

れども、実際私も農業者の息子なので、私の実態を話したら隣がハウスが崩壊して、草ぼうぼうで、木も生えてきている状況で、そこに行くたびにちょっと悲しくなるのですけれども、要はそれが1年、もしくは2年放置されてしまうと畑作と違って全く価値というのですか、それがどんどん、どんどん下がって、次に営農を復活させるには相当な労力と資金も必要になると。そのようにならないためにも、当然親族が後継するのが一番ベターなのですけれども、なかなかそうはいかない農業者については今親族以外の第三者継承、様々な取組はしていると思いますけれども、いま一歩積極的に推進する必要があると考えます。やはりリンゴにしてもブドウにしても長年かかりますから、生産するまで。ですから、早め、早めのそういう施策といいますか、後継者の積極的な、要するに継承をつなげていく取組というのはやっぱり、これ町がやる仕事ということよりも町が率先して関係団体との連携は必要かと思っておりますけれども、再度その辺ちょっと町長のほうからお聞きします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

農地に関しては、もちろん農業委員会のほうできちんとマッチングなどをやっております、余市町に関しては結構人気が高いというふうに認識しております、新規就農の希望が毎年毎年たくさん来ているわけでありまして。一方で、新規就農以外の、今回質問は継承の論点だと思っておりますけれども、それに関してはもちろんしっかりやめられる農家さんが後継ぎというのを見つけていかなければならないわけでございます、もちろん農家のみならず、それこそ水産加工の話とかも様々な業種で後継者対策というのはあるかと思っております。この点に関しては、先ほども申し上げましたとおり、農水省も考えておりまして、マッチングのプラットフォームなどを整備するやに聞いてはおります。労働力確保と後継者の確保、両方の分

野においてですけれども、そのような仕組みと連携しながら町としてもきちんと対策に取り組んでいくということでございます。

○9番（岸本好且君） 最近の農業、専業農家といますか、その年齢構成というのはこれ全国的に見ても相当上がってきている。ちょっと古いデータですけれども、令和2年で平均年齢が66.8歳ということで、そのうち70歳以上が約4割を超えている状況にあります。余市町の農業者の年齢構成がどのようになっているかちょっと承知していませんが、やはり相当高いのではないかなと思っています。私が知る限り、実際80歳、もしくは80歳超えても元気に立派に農業経営される方も確かにいますし、結構そういう方と出会うことが多いのですけれども、そこから言葉出るのはやはり自分には後継ぎがいないと。だから、いずれは経営を断念しなければならない時期が来る、そんな中で営農されているというのも実際聞きますし、周りの方も心配されている方もいらっしゃるのですけれども、町長、どうですか。今いろいろな対策は打っていると思うのですけれども、ちょっと先進地なんか見ますと、新規就農される方というのは、やっぱり余市町魅力あるので、どんどん前向きに資金も当然用意されて、そうやって余市町に入ってくる。それはすごく歓迎しますし、そういう立地条件いいところを求めていくと。それは変な話あんまり手だてしなくても伸びていく分野と思うのですけれども、やはり地域によって、先ほど言いましたように、立地条件がなかなか合わないですとか、そういうところが取り残されていくというのが実際余市町もありますので、何かそういう専門の部署といますか、そういうのをつくって、いろいろなことをやっているのだけれども、後継者に特化したもので何かつくれないでしょうか。その考えがあればちょっとお聞きしたいです。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

後継者対策の専門的な部署に関してという質問ですけれども、農林水産課のほうで、主管課なので、そちらがきちんと対応しますので、専門的に後継者だけに特化した部署というのは今のところは考えてはいません。

○9番（岸本好且君） やっぱり後継者がいてもいなくてもこういうものというのは、大変農業経営って難しいところがありますので、総合的に判断して取り組んでいかなければならない分野だと思っています。先ほど町長から話ありましたように、農地を手放す、そのときに設備とか、もちろん農地とかはそれが有形資産という形であると同時に、物すごく大事なものは営農技術、ノウハウ、無形資産と言われると思うのですけれども、そういう方がきちんとつないでいくというのが、これが途切れてしまうとすごく前向きな人でもなかなか継承に時間がかかったり、結果的に軌道に乗らないケースも出てくるのではないかと考えています。そういう意味で、今道内において第三者継承が積極的に行われている町村が釧路管内の浜中町や渡島管内、八雲町、それから、トマトで有名な日高管内、平取町があります。その中でも早くから取り組んでいるのが、ちょっと私も知り合いがいるのですが、鷹栖町なのです。ただし、同じ農業といっても全く形態が違います。果樹はそうはいかないよと話はするのですけれども、ただちょっと知らないもので、同じには全くならないと思いますが、特に余市町の果樹畑の放置を今後増やさないためにも経営を移譲したい、それを引き継ぎたいという希望者をそれぞれサポートする施設といますか、鷹栖町では農業交流センターというものを早くから、5年前ですか、立ち上げて、実際1年間研修して、2年目は継承元のところで実際実習に入って、そこから、その経営者からノウハウを、技術を指導受けて、3年目に就農すると。同じ形態、ほかにもあると思いますけれども、継承に特化すればそういうものをつくって、

何とか経営を継承していく余市町の農業、果樹。ある高齢者の方から言われたのは、岸本さん、息子でなくていいのだと。娘でなくていいのだと。自分が今まで先代からずっと作り続けてきたこの農地、この畑を誰かにやってもらいたいと。荒れたところは見たくない。それが実際の本当の気持ちなのだと思えます。そういう意味で、余市町も将来のために何とかそういうサポートする施設や体制を整備するシステム、この際きちんとつくる、農業交流センターがいいのか別として、そういうものを余市町も将来のために必要かと私はすごく感じていますので、再度、しつこいですが、ちょっと町長の思いを聞かせていただきたいと思えます。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

事業継承と先ほど労働力の確保という話、2つもちろんこの辺論点あるわけですが、農業労働力の確保に関してはちょっと来週農協のほうで、うちに新しく農水省からスタッフが来たので、彼に説明をしてもらいますけれども、要は産地ごとに収穫時期が違うわけです。南から北上していくわけなので。その労働力をマッチングする制度というのを農水省がやっており、それを農協が窓口になって、きちんと受けることが、農水省がお金をつけてやりますよというような制度があるのです。例えばそういうところから移動してきて、ここで、余市で作業して、気に入ったらその人が引き継ぐということにもつながる可能性もありますから、そういう総合的な政策を全部やりながら、先ほどの追加になりますけれども、余市町も新規就農支援センターがありますので、そこの活動を強化しながらやっていきたいというふうに思っています。

○議長（中井寿夫君） 岸本議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位4番、議席番号16番、白川議員の発言を許します。

○16番（白川栄美子君） 令和5年第2回定例会に当たり、さきに通告の1件について質問いたします。

障がい者支援について伺います。一言で障害といってもその種類や程度は様々で、必要とするサービスもサポートも人それぞれ違います。身体に障害のある人、視覚や聴覚に障害のある人、知的障害や発達障害のある人、精神障害のある人、そうした障害のある人もない人も皆同じように地域の中で暮らしております。障害のある人にも地域で安心して暮らしていただけるように日頃困っていることや配慮してほしいことなどを解説した障害サポートハンドブックの作成について令和2年第3回定例会で質問させていただきました。そのときの町長の答弁の中に他の自治体を参考にしながら検討してまいりたいという答弁をされておりました。第6期余市町障がい者計画・障がい福祉計画の中で生活環境の整備に緊急時の対応で最も重要となってくるのが日常におけるコミュニケーション、平常時から地域や関係機関等と情報を共有し、地域における防災ネットワークの組織づくりに加え、近隣の世帯の状況を把握し、日頃から付き合いを深めることが重要なことと書かれておりました。第6期計画の中で障害サポートハンドブックの作成についてどのように検討されたのか伺います。

また、障害のある人に対応した公営住宅の確保や優先入居について対策を図ることも必要と言われておりますが、障害者が入居する住宅が少ない

と思います。どのように考えておられるのか、見解を伺いたいと思います。

以上1件、ご答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、白川議員の質問に答弁します。

1点目の第6期計画の中で障害サポートハンドブックの作成についてどのように検討されたかについてですが、第6期余市町障がい者計画・障がい福祉計画において障害のある人が日常生活や社会生活を送る際に生じる社会的障壁を除くため、地域住民が障害者への理解を深められるよう啓発を行うこととなっています。これまで新型コロナウイルス感染症の影響により遅れておりましたが、障害サポートハンドブックの年内中の完成を目指し、現在作成を進めているところです。完成後は、それを基に理解促進、啓発事業を行いながら、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指して取り組んでいきます。

2点目の障害のある人に対応した公営住宅に関する質問ですが、現在障害者向けの特定目的住居は美園団地A棟及びB棟に各1戸を配置しています。また、改良住宅を除く町営住宅の中高層の団地にはエレベーターが設置され、特定目的住居でない住戸も構造上一定程度障害者への配慮がされているものと考えます。今後におきましても障害者の入居申込み状況に注視していきます。

○16番（白川栄美子君） コロナがあって、なかなか作成に至らなかったと、遅れているということで、年内中には完成する予定だということもご答弁聞きましたので、本当に前向きに検討していただいたのだなということを感じております。私もいろいろな立場の中で、相談を受けた中でほとんどは保健師さんにつながりという状況の中でやっておりますけれども、ただサポートのハンドブックがあることで対応、関わり方が本当に勉強にな

るといふか、だから共々に勉強しながら関わっていくということで相手に安心感を与えるのだなということも本当に実感しておりますけれども、今後サポートハンドブックを作成したときに町民との共有を考えたときにどういった方を対象にまずは活用していくということ考えておられるのかちょっと伺いたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、白川議員の質問に答弁します。

サポートハンドブックに関しては、啓発目的というのが大きいかと思います。民生委員ですとか区会ですとか日赤などを中心に配付することになるかと思いますが、担当課として作成後にその辺は精査していくのだと思います。

○16番（白川栄美子君） 私もずっとそういう中で考えていて、やっぱり地域に密着して活動している方は民生委員だなど。それと、保健推進委員さんだとか、あと区会の区会長さんだとかということを中心にまずは啓発しながらやっていくことによって幅広く理解が得られて、また守ってあげる状況も出来上がってくるのかなということを感じておりました。その中で、今コロナも緩和されましたし、いろいろな行事も活動も行われていくと思うのですが、障害者サポーター養成講座、これも併せて今後の中でできっと進めていくと思うのです。そういった中で計画の中ではそれも多分進めていくと思うのですが、そういうことはちょっと考えておられるのかどうか。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、サポートハンドブックももちろん作っておりますが、それを基に理解促進ですとか啓発事業を行っていくので、様々な理解促進のための事業はやっていく予定であります。

○16番（白川栄美子君） ということは、要するにサポーター養成講座の中でもこのハンドブック

を活用していくということと理解してよろしいのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

養成講座の中で活用するかどうかは今後できてから考えると思いますが、ブックがある以上はそれ使うのはもちろん当然のことだというふうに思います。

○16番（白川栄美子君） 分かりました。ぜひともいろいろな部分で活用していただければいいなと思っております。

それから、次に住宅の関係です。これまでも全然障害者の方が増えていくというのと、それから身体障害もあれば、内部障害もあればと。それから、精神疾患とかいろいろな障害がある方が多いのですけれども、そういった中でなぜ町営住宅に入りたいかという、まずは雪投げするの大変だということもある。そういった中で、一般の黒川団地とか美園団地というのは構造上団地なので、5階建てとかなっていますので、雪投げはしなくてもいいということで、そういうところに入りたいという入居者が多いのです。希望が多いのです。一般のところにつくっていただいても雪投げが大変だという条件が加わってくるので、なかなかそこには入れないと。そういった中で、本当に障害持っている方って様々ですけれども、年齢的にも結構高齢者が多いという中で、どうしてもやっぱり美園団地、黒川団地に集中してしまうと。そういうところが1件、2件という形になってしまうと入れない状況と、それから本当に福祉ということ考えたときにもっともう少し行政的にもそういったところの団地に多く入居できるように、そういうことを広げていただければいいなと思っているのですけれども、その考え方というのはどうなのか。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

町営住宅の入居に関してなのですけれども、入居の選考に関しては町が直接やるわけではなくて、選考委員によって行われるわけです。障害者であることは選考時においても一定の判断基準の一つになるかと思いますが、選考委員の判断によるわけでございますので、その点は様々な要因を基に選考されるのではないかと思います。町として広げるかどうかに関しては、これは公営住宅の在り方の論点に関わってくるので、今私としては人口が減少していく中で公営住宅を新たに建てるということは想定あんまりされなくて、集約と、あとは民間の建物を活用するのが一番効果的ではないかと思っておりますが、いずれにせよ町営住宅のバリアフリーに関しては、先ほどの答弁でもありましたとおり、基本的にはバリアフリー構造を標準仕様としているので、一定程度のバリアフリーは確保されているというふうな認識なのとエレベーターとかもありますし、あと手すりとか必要な場合は補助金でつけられるようなこともありますので、そういう対応はしていくということとあります。

○16番（白川栄美子君） 言うことも分かるのですけれども、実際に入居の申込みの流れが出ますよね。見たときに自分は申請しても入れないわと、ここしかないから駄目だわとって入居を断念する障害者も現実にいるのです。そういった中で、本当に申し込んでもたくさんいけばやっぱりはじかれてしまうから、どうしても自分はまた駄目だなと思えば申し込めないという現状がまずあるということ。だから、そういう団地に、黒川団地、美園団地にもっと入れる状況を、件数を増やしてくればいいなというのは希望なのです。よく町長は民間の住宅も活用するというをお話しされるのですけれども、民間を借りたらやっぱり家賃が高いでしょうということ。その家賃を町で補助するという話もあるのかもしれない。でも、それが5年、10年、15年と家賃の補助って続くもの

なのかということ考えたときにやっぱりそこだっ
てどうなるか分からないですものね。そういう部
分というのは、どういうふうに考えておりますか。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、白川議員の質問に
答弁させていただきたいと思います。

公営住宅の在り方の論点はまたは別のところな
ので、まだ私のほうで民間企業に家賃補助する
という、そういう政策は出しているわけではなくて、
頭の体操としてそういうことがあり得るのではな
いかということ言っているだけなので、ここはち
ょっと別の論点なので、ここではそこは話さず
にいきますが、公営住宅、町営住宅の入居に関
してはやはり所得などがメイン、主な選考、そこ
が見るポイントになっていると思ひまして、そ
こで選考委員によって優先度が判断されること
になっております。先ほど申し上げましたとお
り、障害者であることが一定の考慮はされま
すけれども、あとは選考基準がありますから、
それに基づいて選考されるかというふうに思
っています。

○16番（白川栄美子君） 町長の言っている
こと分かるのです。基準に基づいてやっている
のは分かる。ただ、入れる件数が少ないとい
うこと私言っている。だから、そこを増やし
てほしいということです。1件、2件という
スペースしか持っていないでしょう。それと、
担当が替わることによって物の言い方も違
ってくるから。いやと、障害者ばかりに光
を当てる、目を当てるということになら
ないみたいな感じの物の言い方されたら、
では障害を持っている方はどこに入居す
ればいいのかとなってしまいうでしょう。
だから、担当も替わらないでずっと同じ
担当がそこに、今担当が替わってござ
いますけれども、ずっとそういう形、同
じ答弁というか、同じ回答してくれる
のならいいけれども、中にはそういう
状況でない方も過去にはいらっしや
るということもあるので、私は町
営住宅は入居、障害という部分があ
ると、そこを本当優先するということ
もここに書かれてござ

すので、そこは優先する上でやっぱりそ
この入居の募集も増やしてほしいと。
件数も増やしてほしいと。何で町
営住宅を申し込むかってやっぱり高
齢者だし、それから年金も少ないと。
その中でそうやって障害もあれば
余計お金もかけれないと。雪投げ
にもかけれないと。そういったら、
やっぱり雪投げしなくてもいい、
そういう5階建てとか黒川団地、
美園団地を当然希望するわけ
ですから、そういった配慮が今後
必要だということ。私はちょっと
訴えたいのです。だから、今後
の中で枠を広げると。件数の枠
を広げてほしいというのが希望
ですので、そこを今後の中で考
えていただければいいなと思
うのですけれども、再度町
長の答弁聞いて終わりたいと思
います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、白川議員の
質問に答弁させていただきたいと思
います。

障害者の方の入居申込みについては、特定
目的、例えば高齢者単身ですとか高
齢者世帯ですとか障害者向け住宅
もありますけれども、そういう特定
の目的を持っている住居以外でも
申込みはできるわけですから、な
ので、一定程度の戸数は確保され
ておりますので、あとはどうい
うふうな基準なのかというのは
担当課のほうで随時状況に応じて
検討していくところではないと思
っています。

○議長（中井寿夫君） 白川議員の発言
が終わりました。

各会派代表者会議並びに諸会議の開催、
さらに昼食を含め、午後1時30分
まで休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午後1時30分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き
会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位5番、議席番号7番、山本
議員の発言を許します。

○7番（山本正行君） 令和5年余市
町議会第2

回定例会においてさきに通告した一般質問1件ですが、町長には答弁のほどよろしくお願いします。

本町職員の時間外労働の実態と職場環境について。近年国では働き方改革が叫ばれ、2024年問題がささやかれているが、公務員も例外ではないと思います。長時間労働の是正、働きやすい職場環境が期待されている中、本町としても取組が必要と思われる。自治体職員の仕事内容は年々多岐にわたり、業務量も膨大になっており、部署によっては恒常的な長時間労働や休日出勤が見受けられると聞いております。このような中、本町職員の時間外労働の実態と職場環境についてお伺いします。よろしくお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、山本議員の質問に答弁します。

本町職員の時間外労働の実態と職場環境についての質問ですが、時間外労働の実績につきましては1人当たりの年間時間数が令和2年度108.8時間、令和3年度113時間、令和4年度121.2時間となっています。議員ご指摘の自治体職員の業務内容は年々多岐にわたり、さらに近年は新型コロナウイルス対応などにより一時的に業務量が多くなった部署もあることは認識しています。今後コロナ後の状況を見極めながらワーク・ライフ・バランスの充実のため働きやすい職場環境の整備に努めます。

○7番（山本正行君） 予想している答弁よりちょっと淡泊で、私もいろいろとイメージはしているのですが、なかなか私の質問も淡泊だったから、町長の答弁も淡泊だったのかなとも思います。この質問は、約3年くらい前の定例会で一度させていただいております。そのときに町長からは丁寧な答弁をいただいて、内容としては一度終わっておりますが、今回新たに質問したのは実態としては私も実績を見ている中で100時間程度の時間外の実績が出ているということで、平均的な数字に関しては特に問題にしているわけではない。現実

労働基準法の改正やそれにより時間外労働の1か月当たりの一つの目安というわけでないのですが、45時間かつ年間360時間という、こういう一つの数字が今現在出ておりますが、今回私が心配するのは恒常的な時間外、要するに一部の人間だけに特化した時間外がもしあったときどうなるだろうということを考えて、危惧して、今回質問をさせていただいております。なぜかといいますと、私も役場職員現職時代に、もう30年以上前ですが、私の目の前で心筋梗塞で倒れて亡くなった職員が1人おります。そのときの時間外労働の実態を見ると、月平均60時間以上の時間外労働をしていた。それが何か月も続いていると。そういう中で起きた事故であります。それを今、国の制度等を見ると、今は月100時間を超えるような、60時間から80時間の残業になるといろいろと病気にかかりやすい時間数という目安、さらには100時間を超えると過労死の危険な時間数と。今思えばこの数字に該当してあったのかなと。ただ、その頃は法律で特にそういう時間数の目安もありませんので、定められておりませんので、現実その方は過労死認定申請も行わず、通常の労災適用で終わったという過去の辛い経験があります。そのとき私も組合の執行委員長という立場でその問題を、役場との話合いもしましたが、結論的にはそういう状況で終わっております。私があえてこれを持ち上げたのは、トータル的には今町長からあったとおりの平均数字がそんなに高い数字ではないという実態も分かっておりますが、万が一ですが、一部の偏った超過勤務をしている職員がいて、それが危険な状態になって、事故が起きてしまえば大変だなと、そんな思いで今回質問させていただいております。今町長からあったとおりの働きやすい職場環境ということも併せて質問させていただいておりますが、最初に恒常的な特化した超過勤務で万が一のことがないようにするという考え方についていま一度町長のほうから考え方をお聞きし

たいなというふうに思います。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

働き方改革との関係でということですが、先ほど申し上げましたとおり、1人当たりの年間の時間数はそれほど多くないというのが印象というか、実際にデータとして出ております。山本議員が心配しているのは、特定のところに偏らないようにということなのだと思いますけれども、その辺は管理職のほうできちんとそのようにマネジメントするよにすることだということだというふうに思っています。

○7番（山本正行君） 偏らないような対応をしていきたい。

それで、今の偏った超過勤務が起こらないような職場環境づくりの考え方について今そのようにしたいという答弁がありました。それで私からも提案ではないですが、再確認の意味で職場環境に対する、当然超過勤務の是正の問題やいろいろな問題が関わってきますが、職場環境という言葉が今回あえて使って質問させていただいた意図は、すごく職場環境という言葉を考えて、範囲が非常に広いと。なぜかといいますと、職場における空間、要するに冬場の温度関係、そういう環境も職場環境だし、デスクワークする場合の周りの空間も当然職場環境だし、照明も電気も職場環境と。さらには、そこで一緒に働く人間関係も職場環境と。いろいろなことを併せ持った関係がこの職場環境という言葉に当てはまってくるのかなというふうに思っております。そういうときに時間外労働の是正だけではなく、職場環境も見直しをかけると。これがやはりそういう公務災害、過労死などを含めたそういう災害を未然に防ぐ意味でも大事なことであろうというふうに思っております。それで、現実に今余市町で行っている職場環境に関係するケアというか、そういうものは何を行っているのか。例えばアンケートをやっているのか含めて、その辺の考え方をいま一度聞きたいなというふうに思います。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

あらゆる意味での職場環境ということで、例えば余市町の役場の場合、御存じのとおりクーラーもついていないので、近年非常に温度が上がって、1階でちょっと体調悪くする方とかもいるほどまあまあ暑い環境なのです。私の部屋もそうだけれども、めちゃくちゃ暑いのですけれども、そういう環境でもあるし、それは本当に自治体で働く職員としては適切な環境ではないと思うわけです。それこそ人間関係だっていろいろあるわけですから、そこは働く以上わがままにここは嫌だからということもできないのも事情としてはあるわけです。様々な要因がありますけれども、きちんとマネジメント、管理職のほうでそういう情報は吸い取って、変えられるところは変えるということをやっているということに尽きるかと思えます。

○7番（山本正行君） 今町長から環境あまりよくないという言葉がありました。私もふだん見ている、暑い中、去年の夏ですか、大きい扇風機をフロアに置いたりして、対応はしているのは見ておりますが、職員かわいそうだなと正直言って私も思っております。ただ、やはりそういう状況が長く続いて、それが起因となって、遠因となって、見えないところからそういうことの積み重ねが病気になる場合も中にはあると思います。それで、同じことを何回も言っても堂々巡りですので、そろそろやめますが、最後に町長にお願いしたいのは、町長は200人近くいる職員のトップであります。トップということは会社でいえば社長ということになります。社長は、日常的に職員の健康から日常的問題も含めてであります。やはり気を配って、ケアをして、問題が起きないように対応していただくという、これが基本的にトップの

姿勢かと思えます。そのようなことを行っているとは思いますが、ぜひとも職員の労働環境、労働条件の調整、協議は余市町職員労働組合、役場の職員労働組合もありますし、管理職は管理職の立場もありますし、全ての職員がやはり健康で、楽しく働けるという言葉が正しいのかどうかは分かりませんが、気持ちよく働けるような職場環境にするよう町長自らもそういう環境づくりに努力をしていると思いますが、努力をしていただきたいということが最後の私の言葉ですが、これに関して最後町長から前向きな答弁をいただいて、終わりたいと思えます。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

余市町の場合、役場職員の労働環境は恵まれていると思えます。こういうコロナ禍で厳しい中、民間も様々な苦勞しながらやっていく中で、一定の高い給料が保障されている余市町役場というのは恵まれている環境にあるかと思えます。もちろん私はトップにあるわけですから、職員の健康管理含めてきちんと見ているわけではありますが、私は割と職員のほう守っているほうだと思いますので、何かあったらきちんと情報上がってくるようにはなっているとは思っています。もちろんうちのスタッフを守るのは私の当然の使命ですので、引き続きそのように取り組んでいくつもりであります。

○議長（中井寿夫君） 山本議員の発言が終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決ま

した。

なお、明22日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時46分

上記会議録は、寒河江書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 12番 近 藤 徹 哉

余市町議会議員 13番 安 久 莊 一 郎

余市町議会議員 14番 大 物 翔